

## 山口大学理学部後援会細則

第1条 この細則は、山口大学理学部後援会会則（以下「会則」という。）第7条の規定に基づき、本会の会長、副会長、理事及び監事の選出に関し必要な事項を定める。

第2条 会則第7条に規定する理事は、次のとおり選出する。

(1) 学部1年生の保護者から次の区分により4名

ア 数理科学科（1名）

イ 物理・情報科学科（1名）

ウ 生物・化学科（1名）

エ 地球圏システム科学科（1名。ただし、隔年選出とする。）

(2) 大学院1年生の保護者から1名

2 理事候補者は事務局が選任し、役員会の承認を受ける。

第3条 会則第6条に規定する会長、副会長及び監事は、理事のなかから互選する。

第4条 理事の任期は、当該学生が学部生の場合は4年間、大学院生の場合は2年間とする。

第5条 理事の任期中に、当該理事の学生が学籍を離れたとき、又は当該理事から、その職務を全うできない事由により辞退の申し出があったときは、当該理事の学生と同一学科又は専攻から後任理事を選出するものし、その場合の後任理事の任期は、前条の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附 則

この細則は、平成26年7月12日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年8月25日から施行する。